

税の申告の受け付けが始まります～手続きはお早めに～

※全市版 28 ページも併せてご覧ください。

「平成 26 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告」と「平成 27 年度個人住民税(市民税・道民税)申告」の期限は、**3月16日(月)**です。確定申告書は、ご自分で作成の上、郵送などによりお早めに札幌西税務署まで提出してください。申告の際には、給与所得者・年金受給者は源泉徴収票が必要です。なお、社会保険料・生命保険料・医療費などの各種控除を受ける方は証明書(領収書など)も必要となりますので、印鑑とともに忘れずにお持ちください。税務署から「確定申告のお知らせ」が届いている方は、その文書もお持ちください。

	所得税及び復興特別所得税の確定申告	所得税及び復興特別所得税の還付申告 (給与所得者・年金受給者)	個人住民税(市・道民税)の申告	
会場	札幌西税務署 (西区発寒4条1丁目)	札幌広域還付申告センター (中央区北1条西13丁目 札幌市教育文化会館内) ※駐車場はありません。	西部市税事務所 (西区琴似3条1丁目 コトニ3・1ビル2階)	手稲区民センター 2階第1・2会議室 (前田1条11丁目)
期間	2月16日(月)～3月16日(月) 9時～17時	1月27日(火)～2月13日(金) 9時30分～16時	2月16日(月)～3月16日(月) 8時45分～17時15分	2月23日(月)～27日(金) 9時～17時15分
	土・日は休みですが、2月22日(日)、3月1日(日)に限り申告の受け付けを行います。	土・日・祝日、2月9日(月)は休みです。	土・日は休みです。	
詳細	札幌西税務署 ☎ 666-5111 ※自動音声応答によるご案内です。		西部市税事務所市民税課 ☎ 618-3914	

※手稲区役所・区民センターに所得税及び復興特別所得税の還付申告会場は開設されませんので、ご注意ください。

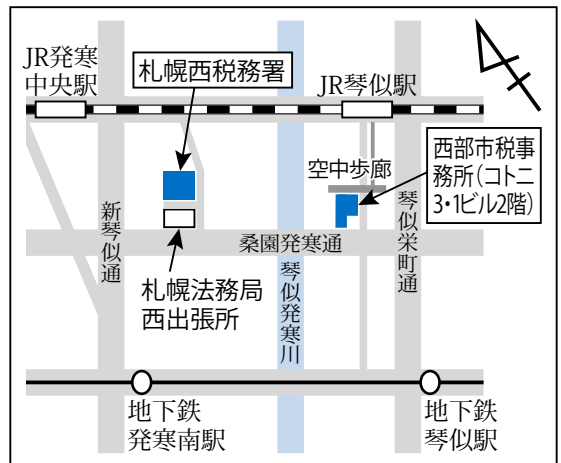
- 確定申告書は、国税庁のホームページの「確定申告書等作成コーナー」でも作成できます。また「e-Tax(イータックス)」を使えば、直接電子申告ができます。詳しい手続きは、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)を参照してください。
- 所得税及び復興特別所得税の確定申告をされた方は、個人住民税(市・道民税)の申告をする必要はありません。

◆公的年金等を受給されている方へ

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税及び復興特別所得税の確定申告が不要です。

- ・この場合であっても、源泉徴収された税額の還付を受ける場合は、確定申告書を税務署に提出することができます。
- ・また、所得税及び復興特別所得税の確定申告の必要がない場合であっても、住民税の課税において、医療費控除・生命保険料控除などの各種控除を受けられる方は住民税の申告が必要です。住民税に関しては西部市税事務所市民税課(☎618-3914)へお問い合わせください。

【札幌西税務署及び西部市税事務所位置図】



●公共施設にお越しの際は、できるだけ公共交通機関をご利用ください。

広告